

# 感染性疾患に関する意見書

園長 様

児童氏名 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

【登園停止期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

【登園可能日】

平成 年 月 日より登園してさしつかえないことを認めます。

平成 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医 師 名 \_\_\_\_\_

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、感染性疾患について意見書の提出をお願いします。  
感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団生活での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください

## 感染性疾患と登園停止の期間の基準について(参考)

- 第一種・・・治癒するまで  
エボラ出血熱、痘そう、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、他等
- 第二種・・・次の期間（医師が登園を認めたときは、この限りでない）  
インフルエンザ ※別紙 「治癒報告書」を保護者が記載、提出  
百日咳 特有の咳が消えるまで又は5日間の適正な抗生物質による治療が終了するまで  
麻疹（はしか） 解熱した後3日経過するまで  
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日経過しかつ全身状態が良いもの  
風疹（三日ばしか） すべての発疹が消えるまで（色素沈着を除く）  
水痘（みずぼうそう） 全ての発疹がかさぶたになるまで  
咽頭結膜熱（プール熱） 主要な症状が消えた後2日を経過するまで
- 第三種・・・医師が感染の恐れがないと認めるまで  
流行性角結膜炎（はやり目） 症状が消失するまで  
急性出血性角結膜炎 医師が登園を認めるまで  
腸管出血性大腸菌感染症 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の  
(O-157、O-26、O-111等) 検便によって菌がでないと確認されたもの  
《その他の感染症》状態により登園停止となり、医師が登園を認めるまで  
溶連菌感染症 抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ  
ウイルス性肝炎 医師が登園を認めたとき  
手足口病・ヘルパンギーナ 解熱後1日以上経過し、普段の食事ができるもの  
伝染性紅斑（りんご病） 発疹のみで全身状態が良いもの  
マイコプラズマ感染症(うつる肺炎) 発熱や激しい咳が治まっているもの  
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス等) 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるもの  
RSウイルス感染症 呼吸症状が消失し、全身状態が良いもの  
带状疱疹 すべての発疹がかさぶたになるまで  
アタマジラミ 駆除を開始しているもの  
伝染性膿痂疹（とびひ） 皮膚が乾燥しているか、覆うことができる程度のものであるもの  
伝染性軟属腫（水いぼ） 滲出液がでていない時は、覆うこと  
突発性発疹 解熱後1日以上経過し、全身状態が良いもの  
ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス性感染症） 発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができるもの
- 結核 医師が登園を認めるまで(3日連続の検痰の検査が3回とも菌がでなくなるまで)
- 髄膜炎菌性髄膜炎 医師が登園を認めるまで
- その他感染性疾患 医師が登園を認めるまで